会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 小 池 善 明

物価連動国債の株式会社日本証券クリアリング機構清算対象化等に伴う 「受託契約準則」及び「発行日決済取引の売買証拠金の 代用有価証券に関する規則」の一部改正について

本所は、「受託契約準則」等の一部改正を行い、平成30年5月1日から施行します。(詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。)。

今回の改正は、今般、株式会社日本証券クリアリング機構の国債店頭取引清算業務において物価連動国債を清算対象とすることにより、物価連動国債について連動係数を踏まえた時価評価をシステム上で行うことが可能となることや市場環境の変化を踏まえ、物価連動国債を発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券として預託対象とすることを明確化し、かつ、時価の取扱いについて規定するため、所要の改正を行うものです。

I. 概要

- ・物価連動国債の時価評価について、連動係数を考慮した値とします。 ※物価連動国債は、信用取引に係る委託保証金の代用有価証券として利用可能となることについても、規則上明示します。
- Ⅱ. 施行日

平成30年5月1日から施行します。

以上

物価連動国債の株式会社日本証券クリアリング機構清算対象化等に伴う「受託契約準則」 及び「発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則」の一部改正について

目 次

		(ページ
1.	受託契約準則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表 ・・・・・・・・・	2

新

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第29条 (略)

- 2 (略)
- 3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券 の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
- (1) (2) (略)
- (3) 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券の うち日本証券業協会が売買参考統計値を発表 するもの

日本証券業協会が発表する売買参考統計値 のうち平均値 (物価連動国債(物価連動国債の 取扱いに関する省令(平成16年財務省令第7 号)第1条に規定する物価連動国債をいう。) にあっては、当該平均値に財務省が公表する連 動係数を乗じた値)

(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。

旧

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第29条 (略)

- 2 (略)
- 3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
- (1) · (2) (略)
- (3) 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券の うち日本証券業協会が売買参考統計値を発表 するもの

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値

(4) (略)

新

(代用有価証券の種類及びその代用価格)

- 第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。
- (1) (略)
- (2) 国債証券 (物価連動国債(物価連動国債の 取扱いに関する省令(平成16年財務省令第7 号)第1条に規定する物価連動国債をいう。以 下同じ。)にあってはクリアリング機構が清算 対象取引とするものに限る。)

100分の95

 $(3) \sim (11)$ (略)

- 2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
- (1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号に 規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項 第8号に規定する交換社債券並びに同項第1 1号に規定する投資信託受益証券及び投資証 券のうち国内の金融商品取引所に上場されて いるもの

国内の金融商品取引所(複数の金融商品取引 所に上場している銘柄については、本所が定め る順位により選択した金融商品取引所)におけ る最終価格(当該金融商品取引所において気配 表示が行われている場合は当該最終気配値段)

- (2) (略)
- (3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券 日本証券業協会が発表する売買参考統計値 のうち平均値<u>(物価連動国債にあっては、当該</u> 平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた 値)。ただし、売買参考統計値が発表されてい

旧

(代用有価証券の種類及びその代用価格)

- 第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 国債証券

100分の95

- $(3) \sim (11)$ (略)
- 2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
- (1) 前項第1号に規定する株券、同項第7号に 規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項 第8号に規定する交換社債券並びに同項第1 1号に規定する投資信託受益証券及び投資証 券のうち国内の金融商品取引所に上場されて いるもの

金融商品取引所(複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、本所が定める順位により選択した金融商品取引所)における最終価格(当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段)

- (2) (略)
- (3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券 日本証券業協会が発表する売買参考統計値 のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表 されていないもののうち金融商品取引所に上場 されているものについては、本所が定める順位

ないもののうち国内の金融商品取引所に上場 されているものについては、本所が定める順位 により選択した金融商品取引所における最終 価格(当該金融商品取引所において気配表示が 行われている場合は当該最終気配値段)

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。

により選択した金融商品取引所<u>の</u>最終価格(当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段)

3 (略)